

# 肉用子牛生産者補給金制度 契約生産者の皆さんへ

(令和4年度第2四半期 令和4年7月～9月)

令和4年度第2四半期(令和4年7月～9月)の平均売買価格が告示され、乳用種について平均売買価格が保証基準価格を下回ったため、生産者補給金が交付されます。(平成25年度第1四半期以来、10年振りの事業発動になりました。)

なお、黒毛和種、交雑種では生産者補給金の交付はありません。

ただし、「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間を1年(4月～3月)としています。

生産者の皆様方におかれましても、補給金制度の意義と実状をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

## 肉用子牛生産者補給金

(単位：円/頭)

区 分		黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格		541,000	498,000	320,000	164,000	274,000
合理化目標価格		429,000	395,000	253,000	110,000	216,000
令和4年度 第2四半期	平均売買価格	605,400	536,800	—	149,500	275,400
	補給金単価	交付なし	交付なし	—	14,500	交付なし

※「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間を1年(4月～3月)としています。

小さな負担で  
大きな生産者補給金

制度に加入しましょうネ



<静岡県・公益社団法人 静岡県畜産協会>